

施行日  
令和8年  
3月31日

# 苫小牧市火災予防条例の 一部が改正されました

## あなたのサウナは 簡易サウナ設備？一般サウナ設備？

屋外に設置していますか？  
(建物の屋上や直接外気に接する場所含む)

はい

テントサウナ又は  
バレルサウナですか？



テントサウナ

風や地震で  
転倒しないように  
転倒防止の措置を  
講じましょう

はい

最大出力6kw以下の  
薪ストーブor  
電気ストーブですか？

いいえ



バレルサウナ

はい

薪ストーブは  
消火器と  
たき殻受けの設置が  
必要となります

より多くの規制あり

簡易サウナ設備

一般サウナ設備

※届出はいるの？いらなの？なんで改正したの？  
気になる人は裏面へGO➡

# ✓ 届出はいるの？いらなの？

## 🔥 簡易サウナ設備

個人が設置するものは届出不要ですが、火災予防条例の基準に従い、設置する必要があります。  
※利用料を徴収する等、商業目的で設置するものは届出が必要です。

## 🔥 一般サウナ設備

個人の住居に設置するものは届出不要ですが、火災予防条例の基準に従い、設置する必要があります。  
※利用料を徴収する等、商業目的で設置するものは届出が必要です。

# ✓ なんで改正したの？

🔥 従来、火災予防条例では**サウナ設備**（一般サウナ設備）のみ規制の対象でした。  
しかし、近年のサウナブームを背景にテント型サウナやパレル型サウナが屋外に設置されるようになったため、構造・材質等の特性に応じた基準になるよう見直しを図りました。  
（離隔距離の緩和等）



もっと詳しく知りたい方は  
苫小牧市のホームページを  
要チェック✓

苫小牧市消防本部  
公式Instagram  
もご確認ください！



@TOMAKOMAI.FIRE.DEPT

取扱説明書等をご確認のうえ  
正しく使用しましょう！



【お問い合わせ先】

苫小牧市消防本部予防室 0144-84-5026